

情報信託機能の認定に係る指針ver1.0（案）に対する意見募集に対して提出された意見及びそれらに対する

総務省及び経済産業省の考え方

（意見募集期間：平成30年5月12日から平成30年5月31日）

【意見提出 17件】

No	意見提出者（順不同）	該当箇所	提出された意見（全文）	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	全般	指針案にある認定制度により、安心安全な環境で個人情報を管理し、適切な第三者へ提供する仕組みが整備されることで、個人データの活用が促進され、結果として生活者にとってより安心して豊かな生活がうまれることに期待したい。	本指針への賛同意見として承ります。	無
2	株式会社セールスフォース・ドットコム	全般	<p>本指針に概ね賛成である。</p> <p>情報信託事業促進により個人データを活用した事業が促進され、生活者個人の便益拡大と事業者のビジネス活性につながるものとする。</p> <p>個人情報の信託事業者認定についても、国が関与しガイドライン等を策定することでデータを預託する生活者の安心感が得られ、生活者が信託事業者に対するデータ開示を広げるベースラインとして重要な取り組みと理解する。</p> <p>情報銀行の認定の対象について「事業者が個人情報の第三者提供を本人が同意した一定の範囲において本人の指示等に基づき本人に代わり第三者提供の妥当性を判断するサービスが基本」とありますが、生活者にとって非常に分かりやすい考え方であり、情報銀行によってサービスメリットを享受できると考える生活者が多いのではないかと考えます。</p> <p>ガバナンス体制の部分については、基本理念で「データは、個人がその成果を享受し、個人の豊かな生活実現のために使うこと」とあ</p>	本指針への賛同意見として承ります。	無

			<p>り、相談体制を整える必要があることから、生活者に安心感を与えることができるのではないかと考えます。</p> <p>今回の指針を基に情報銀行が市場に登場すると、生活者にとって情報銀行は世の中になくってはならない存在になると考えられ、認定を受けたいと考える事業者が多数出てくるのではないかと考えます。</p> <p>データの流通を促進する目的において、セキュアで拡張性のあるクラウドプラットフォームの積極利用の推進を要望します。</p> <p>信託事業者の事業参画促進にも効果があると考えます。</p>		
3	一般社団法人データ流通推進協議会	全般	<p>「情報銀行」の認定に係る指針 ver1.0 (案) のとりまとめにおいては、当協議会の意見申し入れの機会をいただきましたことを、改めて感謝します。</p> <p>「情報銀行」は、現時点において、当該事業を営む事業者が明確に顕在化していない状況にあり、かつ個人情報保護法、GDPR など、情報取り扱いの状況も日々変わりつつあります。</p> <p>このような状況を鑑み、情報流通による恩恵を広く社会が享受できるよう「情報銀行」の認定に係る指針については、引き続き検討、審議をいただきたい。</p>	<p>本基本指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>また、本指針案については、様々な環境変化も踏まえ、継続して議論・見直しを行っていく予定です。</p>	有
4	株式会社 JTB コミュニケーションデザイン	全般	<p>個人情報の信託においては、生活者の不安意識もあると思うが、安心・安全を担保するこのような基準に基づき情報銀行事業者を認定することは、生活者と事業者の双方に安心を与え、パーソナルデータの流通と利活用を促進する上で非常に有意義な取り組みであると考えます。</p>	<p>本指針への賛同意見として承ります。</p>	無
5	個人	全般	<p>私は情報銀行に反対する。</p> <p>著作物やプライバシーに関する個人の権利をことごとく侵害するためである。</p> <p>これは政府が国民を監視する口実でしかない。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	無
6	全国銀行協会	全般	<p>検討されているスキーム等では、「情報銀行」や「情報信託機能」といった用語が用いられている。総務省は、これらの用語と銀行法第6条や信託法第2条に規定されている「銀行」という名称・商号の使用や「信託」の定義との関係について、所管省庁である金融庁や法務省とどのように整理のうえ、用いているのかご教示いただきたい。</p>	<p>「情報銀行」及び「情報信託」という用語は、情報の利活用に関する議論等の中で、特定の利活用の形態を表すために用いられるようになり、定着した言葉と考えており、銀行法第2条の「銀行」や信託法第2条の「信託」とは異なる言葉であると考</p>	有

			<p>&lt;理由等&gt;  資料を見る限り、検討されているスキーム等は銀行法上における「銀行」や、信託法における「信託」とは異なる概念と考えている。ただ、(銀行、情報銀行双方の)利用者が誤認しないとも限らず、また、両者の違いについて質問を受けることも考えられることから、確認するもの。</p>	<p>えます。  頂いたご意見を踏まえ、とりまとめの基本的な考え方に以下を追加します。</p> <p><u>※情報銀行を新たに営もうとする者は、以下について注意すること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>銀行法上の「銀行」以外の者が商号又は名称に銀行であることを示す文字を使用することは禁止されていること。(銀行法第6条第2項)</u></li> <li>・ <u>信託業法上の「信託会社」等以外の者が商号又は名称に信託会社であると誤認されるおそれのある文字を用いることは禁止されていること。(信託業法第14条第2項)</u></li> </ul>	
7	KDDI株式会社	P 1 (はじめに)	<p>本検討会の方向性について、賛同いたします。  新たな仕組みの普及には、利用者の安全・安心を確保しつつ、多様な事業者がそれぞれの競争領域において独自性をもったサービスを提供できる環境が必要であると考えます。  認定基準は、利用者の安心・安全を確保するための基準であり、サービスの内容やビジネスモデル等の競争領域に関しては、認定基準によって限定されることは望ましくないと考えます。</p>	<p>本指針への賛同意見として承ります。</p>	無
8	株式会社 JTB コミュニケーションデザイン	P 5 とりまとめの基本的な考え方 (認定の対象について) ・「認定」はあくまで任意のものであり、認定を受けることが事業を行うために必須ではない。	<p>認定の有無が必須でなければ、認定事業者と非認定事業者での違いを明確に示す必要があるのでは？</p>	<p>本認定では、消費者が安心してサービスを利用するため、一定の要件を満たした者を客観的に認定することを目的としております。</p>	無

9	住信SBI ネット銀行株式会社	P.5 とりまとめの 基本的な考え方 (認定の対象について) ・「認定」はあくまで 任意のものであり、 認定を受けることが 事業を行うために必 須ではない。	仮想通貨取扱事業者の問題が発生した時は当該みなし事業者に対しても管理の徹底が、新たな事業の健全な発展のためにも必要であることが確認されたところ。 個人情報の流通・活用促進環境を有効に実現させるためには、「認定」は任意ではなく、必須とすべきではないかと考える。	現段階で情報信託機能を担うビジネスを行っている事業者がなく、今後の発展が期待されている市場においては、具体的な事例を積み上げ実態に即したルール形成が望ましいとの考えから、本指針では、民間団体による任意の認定制度を想定しております。	無
10	全国銀行 協会	P.5 とりまとめの 基本的な考え方 (認定の対象について)	認定取得は任意という前提であるが、必須とすべき。 <理由等> 大量の情報を取り扱い、個人に代り第三者提供の判断機能を有する情報銀行には、社会的責任も大きく、未認定事業者は消費者からの信頼を得られないと思われ、実質的には必須となる可能性があるため。また、未認定事業者による事故により情報銀行という枠組み自体が世の中に受け入れられなくなることを防ぐため。	現段階で情報信託機能を担うビジネスを行っている事業者がなく、今後の発展が期待されている市場においては、具体的な事例を積み上げ実態に即したルール形成が望ましいとの考えから、本指針では、民間団体による任意の認定制度を想定しております。	無
11	個人	P.5 とりまとめの 基本的な考え方 (認定の対象について)	よいのではないかと思われた。 良いまとめになっているのではないかと思われた。 ただ、一点思った事があるので、それを記させていただきます。 資料5頁目(とりまとめの基本的な考え方)に >認定を受けることが事業を行うために必須ではない。 とあるが、個人情報は適正取得、適正利用が行われるべきであるので、認定については置くとしても、適正な取得と利用が行われる事が法で約束されるようにすべきであると思われた。 (そうでないと、ICT時代にあっては個人情報は個人本人の手を離れ限りなく急速に拡散してしまう恐れがあるが、それは望ましくない。) (なお、その様な事(個人情報の適正な取得と利用)が約束されるためには、問題ある事業者に対しての処分やその他刑事罰を含む罰則を定めておくのが適切であると考え。であるので、国には、個人情報保護法又はその配下法令において、あるいは別の特別法等により、その様な定めを行っていただきたいと考える。)意見は以上である。	現段階で情報信託機能を担うビジネスを行っている事業者がなく、今後の発展が期待されている市場においては、具体的な事例を積み上げ実態に即したルール形成が望ましいとの考えから、本指針では、民間団体による任意の認定制度を想定しております。 なお、「個人情報は適正取得、適正利用」については、個人情報保護法において個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務が定められており、本指針においても同法の遵守を前提としております。	無

12	インフォメーションバンクコンソーシアム	P 5 とりまとめの基本的な考え方 (認定の対象について)	<p>本指針に下記を追記し、新たな「情報銀行」の認定基準とすべき。 「今回の指針の要件を満たすことに加え、個人情報のデータポータビリティを実現している組織を情報銀行として認定する」</p> <p>&lt;理由&gt; 「銀行」や「信託」という言葉からは、「他のしかるべき組織等への再委託」が担保されていることが当然期待される。そのため、データポータビリティを満たす組織を「情報銀行」と認定し、本指針の基準のみを満たす組織は「個人情報の第三者提供に関する包括的同意を取ることでできる組織（包括的同意組織）」と称すべきである。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。 なお、本指針では、情報銀行の備えるべき機能として「情報銀行の委任した個人情報の開示」、「情報銀行に委任した個人情報の第三者提供・利用の停止」を認定の要件としており、他の情報銀行に自らの情報を委託することは妨げていないと考えます。</p>	無
13	全国銀行協会	P. 5 とりまとめの基本的な考え方 (認定の対象について)	<p>認定の対象について、①本人に代わり第三者提供の妥当性を判断するサービス（事業者）を対象としているが、妥当性の判断が広くなりすぎる懸念があり、情報銀行が判断できる水準は対外的に明確にすべき。</p> <p>加えて、①と②-1 本人が消極的に第三者提供先を判断するケースのみならず、②-2 本人が個別に第三者提供先を積極的に判断するケースにおいても、認定の対象に含めるべき。</p> <p>&lt;理由等&gt; ①については、個人情報情報銀行の不明確な判断で第三者に提供されるリスクがあり、個人が情報を預けなくなる懸念があるため。 ②-2については、本人が判断に関与する方式など適切な運用がなされているかという観点もあるので、対象から除外すべきではないと考えられるため。</p>	<p>①について、情報銀行が判断できる水準は、「本人が同意した一定の範囲内」としており、当該「一定の範囲」は、認定要件となっている、情報銀行が本人に示す「提供先第三者及び利用目的に関する判断基準及び判断プロセス」により限定されるものと考えます。</p> <p>②-2について、本認定制度の目的が、情報銀行が個人情報の提供に関与することの適切性を確保するため、情報銀行側の負担となる要件も設定していることから、情報銀行が提供先の選定に関与しないケースまで同様の要件を求めることは適当でないと考えます。</p>	無
14	インフォメーションバンクコンソーシアム	P 6 とりまとめの基本的な考え方 (認定基準について)	<p>本指針にて定められた認定基準においては、「レベル分けは想定しない」とされているが、提供するサービス及び取り扱う個人情報によっては、遵守すべき基準は異なる。そのため、サービスごとのレベル分けが必要である。</p> <p>&lt;理由&gt; 個人情報を含むパーソナルデータの円滑な流通を実現するためには、多様な領域における多様なプレイヤーの参入とサービスの提供が望ましい。</p>	<p>本指針における認定基準では、消費者が安心してサービスを利用するための判断基準を示すことを目的としており、レベル分けは想定していません。</p> <p>頂いたご意見については、具体的な事例を踏まえ、今後指針の見直しの際に参考とさせていただきます。</p>	無

			<p>本指針においては、認定基準のレベル分けを想定していないが、取り扱う情報の種類およびサービスによっては、すべての基準を満たす必要はないと考えられるため、認定基準にバリエーションをもちらせることによって、より多様なサービスの実現に繋がり、個人にとっても選択肢が増えるという点でメリットが大きい。</p>		
15	全国銀行協会	P. 7 とりまとめの基本的な考え方 (個人のコントローラビリティの確保について)	<p>「他方、現時点において情報銀行は存在しておらず、データの流通促進を進めるといふ社会的要請を踏まえ、情報銀行が市場に登場し、競争する環境を整備することが急務。」とあり、複数の情報銀行が市場で競争を行うことが想定されているが、“競争領域”をもう一段階具体化していただきたい(認定要件のより一層の具体化を希望する)。 &lt;理由等&gt; 認定要件と競争要件を明確に区分できるようにしていただきたい。</p>	P 1 7 認定基準において、個人のコントローラビリティを確保するために最低限必要と考えられる機能について、認定要件として記載しています。本項において、「提供する場合には、その旨明示すること」とされている機能及び、本項に記載のない機能の提供については競争領域であると考えます。	無
16	中部電力株式会社	P 1 0 に認定基準 1) 事業者の適格性	<p>1 0 ページ「1) 事業者の適格性」について、今後の事業者のライアンス等の動きも踏まえ、事業者の出資による新会社設立の場合の適格性判断について指針に明示することが望ましいのではないかと。</p>	新会社設立の場合も、本指針案にある認定要件によって事業者の適格性を判断することが可能と考えます。	無
17	住信 SBI ネット銀行株式会社	P 1 0 認定基準 1) 事業者の適格性 ②業務能力など	<p>業務能力要件には、体制構築及び事業対象の明示等を求めている。これに加え「直近(数年)情報漏えい事故を起こしていないこと」といった要件を追加することで、よりリアルに事業者の業務能力証明につながると考える。 なお、当要件を追加する場合は、「起こしていない」「起こした」とは何をもって判断するかについて、明示する必要がある。 もっとも、情報漏えい後の業務改善状況等を踏まえた場合、事業者の適格性があると認められる場合も想定され、扱う情報の内容及びセンシティブレベル等に応じて、業務遂行能力が確保されているかを検討すべきであると考えます。</p>	「直近(数年)情報漏えい事故を起こしていないこと」は、認定要件のうち「個人情報の取り扱いの業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有し、社会的信用を有するよう実施・ガバナンス体制が整っていること」を示す要素の一部と考えられますが、漏洩事故を起こしたことは、その原因によっては必ずしも不適格性を示すものとはならないと考えます。	無
18	個人	P 1 1 認定基準 2) 情報セキュリティ等	<p>従事者要件 認定基準に「従事者要件」の追加の検討をお願いいたします。理由は、情報信託機能の提供にあたり、管理体制だけでなく、実際の</p>	認定基準において「十分な人的体制を確保していること」を認定要件としており、申請者は申請にあたってこのことを示す必要があります。こ	無

			<p>オペレーションを担う現場従事者個人の資質も重要と考えるためです。具体的には、次の要件案の検討をお願いいたします。</p> <p>【要件案】個人情報の管理あるいは提供の業務には、情報処理安全確保支援士(*1)等の有資格者が従事する（または一定数が配置される）。</p> <p>*1) 情報セキュリティに係る最新の知識・技能を備えた専門人材であり、公開登録簿によって身元を確認でき、さらに厳格な秘密保持義務ならびに信用失墜行為の禁止義務を課せられた「個人」であるため、他の情報系資格の保有者に比して不正を働く可能性は一段と低く、情報銀行の信頼性担保に貢献できる従事者像だと考えています。</p> <p><a href="https://www.ipa.go.jp/files/000060738.pdf">https://www.ipa.go.jp/files/000060738.pdf</a></p> <p>ちなみに、この考え方は「情報セキュリティサービス基準」(*2)を参考にしています。</p> <p>*2)</p> <p><a href="http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/shinsatouroku/zyouhokukizyun.pdf">http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/shinsatouroku/zyouhokukizyun.pdf</a></p> <p>「情報セキュリティサービス基準」は、「サービス提供にあたって一定の要件を定め、これを満たしていることを認定する仕組みの構築」という点で本意見募集の事案に類似していると考えています。そして、その審査基準の技術要件に「専門性を有する者の在籍状況」という項目があります。</p> <p>なお、「情報銀行」においては、取扱情報の漏洩時の社会的な影響、責任の重大さを考慮すると、責任者のみでなく、当該業務従事者全員が有資格者であることが望まれると考えます。</p>	<p>の際に、「情報セキュリティサービス指針」を含めて参照することが考えられます。</p>	
19	個人	P 1 1 認定基準 2) 情報セキュリティ等	<p>「情報銀行」の構想において情報セキュリティは情報資産および個人のプライバシーを守る基盤であり「銀行破り」を防止するためにも重点的対策が望まれる。</p> <p>『「情報銀行」の認定に係る指針 ver1.0 (案)』を拝読したが、情報セキュリティの構築・運用を担う人員体制の記述について具体性を欠いていると感じたので意見を述べたい。</p> <p>P11, 「2) 情報セキュリティ等(1)」の「基本原則」にて</p>	<p>認定基準において「十分な人的体制を確保していること」を認定要件としており、申請者は申請にあたってこのことを示す必要があります。この際に、「情報セキュリティサービス指針」を含めて参照することが考えられます。</p>	無

			<p>「リスクマネジメントにもとづき、情報セキュリティ及びプライバシーに関する十分な人的体制（組織体制含む）を確保していること」とあるが、</p> <p>「十分な人的体制」の基準が明示されていない。</p> <p>このため経済産業省発行の「情報セキュリティサービス基準」を示し、準拠を求める旨の加筆を提案する。</p> <p><a href="http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/shinsatouroku/zyouhouukizyun.pdf">http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/shinsatouroku/zyouhouukizyun.pdf</a></p> <p>さらに詳細な指摘としては</p> <p>P12「2）情報セキュリティ等(2) 具体的基準」の「情報セキュリティマネジメントの運用・監視・レビュー」の項目にて、</p> <p>『・情報セキュリティマネジメントに必要な人・資源・資産・システムなど準備、割り当て、確定すること』</p> <p>と記載あるが、「情報セキュリティサービス基準」の「4 セキュリティ監視・運用サービスに係る審査基準」に準拠する旨の加筆を提案する。</p> <p>具体的には、情報処理安全確保支援士・CISA・CISM・CISSP・GIACの有資格者を置くこと等を求めている。</p> <p>また</p> <p>『定期的なリスクアセスメントや、内部監査などを実施することで、情報セキュリティマネジメントの適切性、妥当性及び有効性を継続的に改善すること』</p> <p>と記載あるが、「情報セキュリティサービス基準」の「1 情報セキュリティ監査サービスに係る審査基準」に準拠する旨の加筆を提案する。</p> <p>具体的には、公認情報セキュリティ監査人・公認システム監査人・CISA・システム監査技術者の有資格者を置くこと等を求めている。</p> <p>また研修内容やコミュニティについても記載されているため必要に応じて参照して頂きたい。</p>		
20	インフォメーションバンクコンソーシアム	P 1 4 認定基準 2) 参考：プライバシー保護対策等について	<p>データの取扱を行うそれぞれの主体において、(1) プライバシー影響評価(PIA)の義務付け、(2) 従業者がデータを取り扱う際のマスキングなど「データ最小化」処置の義務付け、を行うべきである。</p> <p>&lt;理由&gt;</p>	認定基準において、「国際標準・国内規格の考え方も参考に、情報セキュリティ及びプライバシー保護対策を徹底すること」を要件としており、情報プライバシー対策について	無



			<p>本指針に置いては、情報セキュリティ対策は多くの項目が設定されているが、情報プライバシー対策については比較的簡単かつ一般的なものが述べられているのみであり、情報信託機能およびそこからデータを取得する業務に関するプライバシー影響の検討およびそこから導かれる要求事項が定められていない。多くはマネジメント・システムに委ねられているが、マネジメント・システムはその目標水準を組織が定めるのであり、本人のプライバシーを大きく既存するレベルに設定されてしまうおそれがある。PIAはこのようなことを回避するために有効な手立てであり、これを義務付けることによってある程度問題の軽減が可能であると考えられる。</p> <p>また、データの提供が個別同意に基づかないため、提供先の企業で、本人に親しい人間（家族、友人など）がそのデータに接してしまい、個人間の関係性を悪化させる可能性がある。このような問題を回避するためには、「データ最小化の原則」の確実な遵守が必要であり、この集団としてのマスキングを具体的に言及することには意味がある。</p>	<p>も要件に含まれ、対応されていくものと考えます。</p> <p>認定基準にも記載しているとおり、2017年にISO/IEC 29100プライバシーフレームワークに基づく行動規範の国際規格（ISO/IEC 29151）が発行され、プライバシーに関する国内外の規格・運用に関する今後の議論を踏まえ、継続的な検討が必要と考えます。</p>	
21	全国銀行協会	P 1 5 認定基準 3) ガバナンス体制 ①基本理念	<p>ガバナンス体制（①基本理念）として、個人から情報を信託される立場をより明確にするため、「顧客本位の業務運営体制」を原則として盛り込むべき。</p> <p>&lt;理由等&gt; 情報を信託するためには、金融機関等に求められるような、お客さま本位での情報管理・ガバナンス態勢が必要と考えられるため。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>P 1 5 認定基準 3) ガバナンス体制 ①基本理念 「データは、個人がその成果を享受し、個人の豊かな生活実現のために使うこと」及び「<u>顧客本位の業務運営体制</u>」の趣旨を企業理念・・・（略）・・・明確化していること</p>	有
22	中部電力株式会社	P 1 5 認定基準 3) ガバナンス体制 ①基本理念	<p>1 5 ページ「3) ガバナンス体制」中の「基本理念」について、「・・・（中略）の趣旨を企業理念に含み、・・・」とあるが、このような趣旨は企業ではコンプライアンス指針等の行動原則的に整理され、「企業理念」は企業が事業遂行に関する基本的考え方としてスローガンのように定めていることが多い現状に鑑みれば、「企業理念」を用語上「行動原則」等別の用語で置き換えるのが適当ではないか。</p>	<p>頂いたご指摘を踏まえ、以下のよう に修正します。</p> <p>P 1 5 認定基準 3) ガバナンス体制 ①基本理念 「データは、・・・（略）・・・の趣旨を企業理念・<u>行動原則</u>等に含み、その理念の実現のためのガバナンス</p>	有

				体制の構築を定め経営責任を明確化していること	
23	住信SBI ネット銀行株式会社	P15 認定基準 3) ガバナンス体制 ③ 諮問体制	諮問体制の設置要件に「社外委員を含む」ことが必須のような記述に見受けられるが、構成員のリソースは各社異なることから、同設置要件は「任意でよい」のではないか。	社外委員の構成等については、各社のリソースによるものと考えますが、個人情報の取扱いという適切性が求められる事項を審議するにあたり客観性を担保するため、当該要件は必要と考えます。	無
24	全国銀行協会	P16、17 認定基準 4) 事業内容	情報信託に求められる機能として、「個人に代わって収集・管理する機能」と「個人に代わって情報を運用する機能」が必要と考える。本指針（案）で想定されている情報銀行の業務が運用する機能に偏っているため、運用するために個人に代わって情報を収集・管理する機能も含めるべき。 <理由等> データ提供事業者が多数になるケースも想定されるが、その場合、個人が全てのデータ提供事業者と情報の移行に関して事前に了承を得る事は困難、かつ、個人の管理負担が大きいと考えられるため。	ご意見のとおり、本指針案では、個人からの依頼に基づき、情報銀行が情報提供元事業者へ情報の移行に関する了承を得ることを想定していません。（P24 7）	無
25	全国銀行協会	P16 認定基準 4) 事業内容 (個人への明示及び対応)	「個人情報の第三者提供を行う場合の提供先第三者及び利用目的に関する判断基準及び判断プロセス」とあるが、提供予定の事業者リストが提示されるべき。 <理由等> 個人は、最終的に提示された提供予定事業者リストから、提供可否を選択可能であることが望ましいため。	ご意見のとおり、本指針では、個人が、提供先第三者の最新のリストを確認できるようにすることが求められています。（P16 情報銀行の義務について 「・個人情報の提供先第三者及び当該提供先第三者の利用目的の明示」）	無
26	住信SBI ネット銀行株式会社	P16 認定基準 4) 事業内容 (情報銀行の義務について)	オプトアウトの要件については、「～求めた場合は、対応すること」となっているが、「求めを受けてから、●日以内に対応すること」のように、対応の確実性を確保するために、対応期限を明示した方がよいと考える。	同意の撤回の求めがあった場合には、情報銀行は、特段の事情のない限り直ちに第三者提供・利用を停止することが求められます。	無
27	全国銀行協会	P17 認定基準 4) 事業内容 (個人のコントロー	複数事業由来の別々の個人情報を名寄せすることで新たな価値ある情報を生み出すべき。また、そのようなことが機動的にできるように、既存の銀行で言うところの「インターバンク取引」のような、情報銀行間での情報の取引が可能となるべき。	複数事業由来の別々の個人情報を名寄せすることについては、ご認識のとおり、情報銀行の可能性の一つと考えます。	無

		ラビリティを確保するための機能について)	<p>&lt;理由等&gt;  情報提供先の立場からすると、一つの事業に閉じた情報にはそれほど価値はない。たとえば、収入情報と健康情報が名寄せされることにより生成される「収入と健康状態の相関関係が分かる統計データ」などに情報として価値があると思われるため。</p>	また、情報銀行間での情報の取引についてのご意見については、具体的な事例を踏まえ、今後指針の見直しの際に参考とさせていただきます。	
28	全国銀行協会	P 1 7 認定基準 4) 事業内容 (個人のコントローラビリティを確保するための機能について)	<p>「利用者が個別の提供先、データ項目等を指定できる機能を提供する場合には、その旨を明示すること」とあるが、データ提供の単位は提供先事業者ごとに「人単位」であることが望ましい。</p> <p>&lt;理由等&gt;  「個人別」かつ「データ項目」レベルで指定可能とすると、情報粒度が統一されず、情報が活用しづらくなる懸念があり、提供先事業者の管理が極めて煩雑化する懸念があるため。</p>	データの適切な粒度については、データの内容や提供先事業者の事業内容により異なり、また、提供先事業者側のニーズと個人の利便性を勘案して決まるものと考えられるため、本項においてはデータ項目ごとの提供は認定要件ではなく、任意としています。	無
29	全国銀行協会	P 1 7 認定基準 4) 事業内容 (個人のコントローラビリティを確保するための機能について)	<p>「提供の日時、提供されたデータ項目、提供先での利用状況など、履歴の詳細を提供する場合は、その旨を明示すること」とあるが、利用状況についてはどのような詳細度/信頼度の情報管理が必要かご教示いただきたい。</p> <p>&lt;理由等&gt;  管理レベルが細かすぎると、活用事業者としては使い勝手が悪い可能性がある一方で、管理レベルが細かい方が、活用事業者のリスクが下がり、使いやすいことも考えられる。バランスを考慮したルール設定を希望する。</p>	「提供の日時、提供されたデータ項目、提供先での利用状況など、履歴の詳細」の提供については、データの提供先事業者のニーズと個人の利便性を勘案して決まるものと考えられるため、本項においては、この機能については提供するか否かを含め、任意としています。	無
30	KDDI株式会社	P 1 7 認定基準 4) 事業内容 (個人のコントローラビリティを確保するための機能について)	各機能をどのように実現・実装するかが、情報信託機能の差別化要素であり、各提供事業者の競争領域であるため、具体的な機能の内容は認定基準においては例示列举であるべきと考えます。	備えるべき機能を認定要件として挙げております。それぞれの具体的な実現・実装の方法や他の機能については、競争領域であると考えます。	無
31	中部電力株式会社	P 1 7 認定基準 4) 事業内容 (個人のコントローラビリティを確保す	1 7 ページ「4) 事業内容」中の項目「個人のコントローラビリティを確保するための機能について」中の「その他、他の事業者へのデータの移行等いわゆるデータポータビリティ機能を提供する場合は、その旨を明示すること」とあるが、先日施行された欧州GDP	欧州でのGDPR施行後間もなく、データポータビリティに関する評価も定まらないことから、現時点でデータポータビリティの機能を情報銀行の認定要件とすることは時期尚早であ	無

		るための機能について)	Rを踏まえれば、データポータビリティ機能の提供を必須機能として定義することが適当ではないか。	ると考えます。 他方、本指針では、簡易迅速で本人の負担のないユーザーインターフェイスにより、保有個人データの開示の請求（個人情報保護法第28条に基づく請求）を可能とする仕組みを提供することを認定要件としています。 より高い個人のコントローラビリティが確保される「情報銀行」を消費者が積極的に選択することで、競争を通じ、コントローラビリティが高まっていくことを期待しています。	
32	インフォメーションバンクコンソーシアム	P 1 7 認定基準 4) 事業内容 (個人のコントローラビリティを確保するための機能について)	情報銀行における「個人のコントローラビリティの確保」を実現させるためにも、データポータビリティを実現することが不可欠とすべき。 <理由> 本指針では、コントローラビリティの確保が必要としながら、データポータビリティを機能として備えることを必須要件とはしていない。そのため、情報銀行設立時点で、一定の個人情報を収集・管理している企業が極めて優位な地位を有するため、本指針が目的とする、事業者間の競争促進を阻害するだけではなく、そもそも、個人情報を個人が自らの個人情報をコントロールする「情報銀行」の目的を実現しえない。	欧州でのGDPR施行後間もなく、データポータビリティに関する評価も定まらないことから、現時点でデータポータビリティの機能を情報銀行の認定要件とすることは時期尚早であると考えます。 他方、本指針では、簡易迅速で本人の負担のないユーザーインターフェイスにより、保有個人データの開示の請求（個人情報保護法第28条に基づく請求）を可能とする仕組みを提供することを認定要件としています。 より高い個人のコントローラビリティが確保される「情報銀行」を消費者が積極的に選択することで、競争を通じ、コントローラビリティが高まっていくことを期待します。	無
33	全国銀行協会	P 1 7 認定基準 4) 事業内容	内容に同意するが、情報提供先が、情報提供元の情報であると分かるかたちで情報漏えいした場合、情報提供元にレピュテーションリ	本認定基準においては、消費者の信頼性確保を目的とするため、消費者視点での損害賠償に関する内容を認	無

		(責任の範囲について)	<p>スクが及ぶケースが想定される。こうした場合の損害賠償責任については、もう一段の論点整理が必要と思われる。</p> <p>&lt;理由等&gt;</p> <p>個人への損害賠償が想定される一方で、情報提供元事業者の事業に損害を与えてしまうようなケースのリスクについては、もう一段階具体的に想定を行いたいため。</p>	<p>定要件としています。</p> <p>情報提供元事業者に損害が及ぶリスクについては、今後、具体的なサービスの出現に応じて検討する必要があると考えます。</p>	
34	株式会社 NTT データ	<p>P 2 2 モデル約款の記載事項</p> <p>1 個人と情報銀行の間</p> <p>2) 定義</p>	<p>「情報信託機能」に係るサービスを業として提供する者を情報銀行としたとき、モデル約款では、情報銀行の取扱い対象データに関して、「要配慮個人情報」「クレジットカード番号」「銀行口座番号」が除かれているが、以下の場合においてはこれらを取扱い対象とすることができるとしてよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報銀行が、個人から情報信託を受けた個人データについて、当該データをデータ提供元から取得するキー情報として「クレジットカード番号」「銀行口座番号」を使う場合</li> <li>・「要配慮個人情報」自体を情報銀行が保管しているが、第三者提供しない場合</li> </ul> <p>なお、「要配慮個人情報」については、包括同意（個別指図なし）による第三者提供は不可であり、個別同意（個別指図有り）に基づく第三者提供は可能と思料。</p>	<p>本項で定義する「個人情報」は、情報銀行が第三者提供等を行う対象としてのデータの範囲を示したものです。したがって、情報銀行がその他の目的のために要配慮個人情報等を取得・保有しても第三者提供等しない場合は認定の対象です。ただし、それに伴って適切なセキュリティ及びプライバシー保護対策を追加的に講じることが求められます。</p> <p>なお、今後の指針案の見直しの際には、「要配慮個人情報」・「クレジットカード番号」・「銀行口座番号」の扱いについても検討を行います。</p>	無
35	全国銀行協会	<p>P 2 2 モデル約款の記載事項</p> <p>1 個人と情報銀行の間</p> <p>2) 定義</p>	<p>対象の「個人情報」について、対象外としている「要配慮個人情報」・「クレジットカード番号」・「銀行口座番号」も含めるべき。</p> <p>&lt;理由等&gt;</p> <p>情報銀行を介した金融サービス等を考えると左記情報も取り扱う必要があり、個人にとっての便益が失われる懸念がある。一律に対象外とするのではなく、情報の種別により、第三者提供について「包括的同意で可能な範囲」「個別同意が必要な範囲」の検討が必要と考えるため。</p>	<p>情報銀行が現時点で存在せず、今後出現が期待される分野であるため、本指針Ver1.0ではこれらの特に機微性の高い情報については対象外としています。</p> <p>今後の指針案の見直しの際には、「要配慮個人情報」・「クレジットカード番号」・「銀行口座番号」の扱いについても検討を行います。</p> <p>なお、医療分野の研究開発に資することを目的として、医療機関等から医療に関する情報を収集し、匿名加工情報として活用につなげる主体と</p>	無

				しては、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（次世代医療基盤法）」の認定を受けた事業者を想定していません。	
36	全国銀行協会	P 2 4 モデル約款の記載事項 1 個人と情報銀行の間 1 1) 損害賠償責任	免責条項の記載がないが、明確化することが望ましい。 <理由等> リーガルリスク管理体制整備のため。	モデル約款の記載事項では、本指針における認定制度に照らして必要と考えられる範囲で記載すべき事項を記載しており、実際の事業を営むにあたっては、個別事業に応じた条件等が追加されることを想定しています。 いただいたご意見については、具体的な事例を踏まえ、今後指針の見直しの際に参考とさせていただきます。	無
37	インフォメーションバンクコンソーシアム	P 2 5 モデル約款の記載事項 2 情報銀行と情報提供先との間	情報銀行と情報提供先との間のモデル約款に、情報提供先が提供された情報に基づいて個人に不利な決定を下した場合には、どの情報に基づいてその様な決定を下したかを通知する義務を貸す条項を入れるべきである。 <理由> 本指針では、データの利用は個人から同意を得ている利用目的内に制限はしているが、その「同意」は個別のケースに基づくわけではないため、かなり包括的にならざるを得ない。そのため、利用目的が「同意されている範囲」に文面上は該当していても、本人の想定外の利用が行われ、本人に対して被害を及ぼすような利用がされることも想定される。このようなケースに対する救済策として、米国 FCRA (Fair Credit Reporting Act) に規定されているように、本人に対して被害を及ぼすような決定に使われた場合には、その旨と、その情報源を本人に通知する義務を契約的に課すべきである。	本指針では、情報銀行は「個人の合理的利益が得られる」よう業務を行うこととしており、個人に不利益が生じないようにサービスを運用することを前提としております。また、個人との間で苦情相談窓口を設置し、一義的な説明責任を負うことを情報銀行の認定要件としています。 頂いたご意見については、具体的な事例を踏まえ、今後指針の見直しの際に参考とさせていただきます。	無
38	インフォメーションバンク	P 2 5 モデル約款の記載事項	情報銀行と情報提供先との間のモデル約款に、情報提供先がその被雇用者あるいは採用候補者についての情報を取得する場合には個別同意を得なければならない旨の条項を入れるべきである。	情報銀行は一般的には個人の雇用者（勤務先）を知らないと考えられるため、第三者提供の提供先や利用目	無

	コンソーシアム	3 情報銀行と情報提供先との間	<p>&lt;理由&gt;</p> <p>雇用者と被雇用者は特に密接な関係にあり、ここに本人が想定していなかった情報が注入されることによって関係性が悪化すると、本人の幸福に重大な影響を及ぼす。このため、雇用者あるいは採用検討中の会社が当該個人についての情報を取得することに関しては、他の場合よりも注意が必要である。</p>	<p>的を個人に明示することを情報銀行の認定要件とし、個人が第三者提供先を選択できるようにしています。</p>	
39	株式会社 JTB コミュニケーションデザイン	P 2 7 認定団体における認定スキーム 2) 認定する際の審査の手法 ・認定料の設定	<p>上記の意見にも連動しますが、認定料を認定団体に支払ってでも認定される事業者のメリットは何かを明確に示す必要があるのでは？</p>	<p>本認定により、消費者が安心してサービスを利用するため、一定の要件を満たしたことを客観的に示すことが可能となります。</p>	無
40	全国銀行協会	P 2 7 認定団体における認定スキーム 2) 認定する際の審査の手法	<p>「(なお、認定は、事業者単位/事業単位いずれでも申請を受け付けることとし、申請の対象となる事業の範囲は申請事業者側が定義する)」とあるが、認定は事業者単位とすべき。</p> <p>&lt;理由等&gt;</p> <p>認定基準に含まれる要件は事業者単位で示されるものであるため。</p>	<p>「事業者単位」で申請した場合であっても、事業者単位で満たす必要のある要件については、申請した事業者が満たすことを想定しています。</p>	無
41	全国銀行協会	P 2 7 認定団体における認定スキーム 2) 認定する際の審査の手法	<p>「認定料の設定 ・更新手続きの設定」とあるが、更新期間についても設定・明示することが望ましい。</p> <p>&lt;理由等&gt;</p> <p>情報銀行を担う事業者の業務負荷を明確にするため。</p>	<p>頂いたご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>P 2 7 認定団体における認定スキーム 2) 認定する際の審査の手法 ・認定の有効期間 (2年間)、更新手続きの設定</p>	有
42	個人	P 2 7 認定団体における認定スキーム	<p>更新期限 (認定有効期間)</p> <p>具体的な認定有効期間の盛り込みをお願いいたします。3年未満が適当と考えます。(5年では長過ぎ)</p>	<p>頂いたご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>P 2 7 認定団体における認定スキーム 2) 認定する際の審査の手法 ・認定の有効期間 (2年間)、更新手続きの設定</p>	有

43	個人	P 2 7 認定団体における認定スキーム	<p>更新基準（認定維持要件）</p> <p>認定を維持するための要件の盛り込みをお願いいたします。具体的には、次の要件案の検討をお願いいたします。</p> <p>【要件案】認定基準が遵守されていることを保証する外部監査を毎年(*3)実施し、無限定適正意見を継続していること。</p> <p>*3) サービス品質の確保のためには、「外部監査」かつ「毎年」が望ましいと考えます。</p>	<p>認定を維持するという観点から、認定団体における認定スキームにおいて、認定団体と認定事業者との間で契約を締結し、本契約において認定団体が認定事業者に対し必要な検査・報告徴収を求めることができるようにすることとしています。</p>	無
44	株式会社 NTT データ	その他	<p>「情報信託機能」に係るサービスを業として提供する者を情報銀行と定義したとき、本指針案において、情報銀行が認定を受けるとき情報信託機能に係るサービスを一部外部委託することが可能とされているか、指針案への明記が無いため確認したい。</p> <p>なお、情報銀行がクラウドサービスなど共同利用型のシステムを活用することも想定されるため、情報信託機能に係るサービスを一部外部委託することを可能とすべきである。外部委託するサービスや機能としては、クラウドサービスでのデータストレージ、データの授受の制御、認証サービス等が想定される。</p>	<p>本認定基準において、情報信託機能に係るサービスの一部を外部委託することは可能です。</p> <p>なお、外部委託や外部クラウドの利用をする場合のセキュリティ基準の留意事項について、P 1 2 及び 1 3（認定基準 2）情報セキュリティ等②③具体的基準）に記載しております。</p>	無
45	株式会社 NTT データ	その他	<p>「情報信託機能」に係るサービスを業として提供する者を情報銀行としたとき、情報銀行の認定スキームにおいて、認定の対象は情報銀行に限られるのか、情報銀行から情報信託機能に係るサービスの一部を受託した事業者も含むか確認したい。個人データを提供する本人の安心を確保するため、情報銀行から情報信託機能に係るサービスの一部を受託した事業者も認定の対象とすべきである。</p> <p>なお、情報信託機能に係るサービスの一部委託が可能であり、受託した事業者が認定対象となる場合、委託元と委託先事業者の両名併記で申請する等、認定のための申請方法等についても、指針に規定すべきである。</p>	<p>本指針では、消費者からの信頼性確保を主たる目的としているため、消費者に直接サービスを提供する事業者／事業を認定対象としています。</p> <p>ただし、委託関係の態様によっては、両名併記での申請・認定が適当な場合もあると考えます。</p>	無
46	個人	その他	<p>以下についての対応は可能でしょうか？</p> <p>○情報銀行（情報利用信用銀行）は、オプトアウト手続きを行っていれば、（あらかじめ本人に対して要配慮個人情報を除いた個人データを第三者提供することについて通知または認識し得る状態にしておけば、）本人がこれに反対をしない限り、個人データを第三者提供することに同意したものとみなし、個人データを第三者提供することは可能でしょうか？</p>	<p>本指針においては、情報銀行は個人情報第三者提供について個人の同意を取得することを認定の要件としております。</p>	無



			○商品やサービスを販売した事業者が、あらかじめ、利用目的において、個人情報を情報銀行（情報利用信用銀行）へ提供すると特定する事は可能でしょうか？		
47	個人	その他	<p>「個人情報の第三者提供に関する包括的な同意の取り方と、包括的同意を取る組織が満たすべき基準に関するガイドライン」と名称を変更すべき。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>「銀行」あるいは「信託」という言葉から一般的に受ける印象と、今回のガイドラインの対象となる内容がかけ離れており、誤解を生む。</p> <p>特に、「個人情報の第三者提供に関する包括的な同意」を得ることでデータ保有機関はデータを一層自由に利用できるという意味で大きなメリットを受けるが、利用者は「自らの個人情報」の利用状況を閲覧し、必要な際にオプトアウトできるのみであり、「銀行」や「信託」という言葉から一般的に期待できる「他の銀行等への再委託」が全く担保されていない。</p>	本指針は、内閣官房における「情報銀行」の定義に沿って検討を行ったものです。	無
48	インフォメーションバンク コンソーシアム	その他	<p>「個人情報の第三者提供に関する包括的な同意の取り方と、包括的同意を取る組織満たすべき基準に関する指針」と名称を変更すべき。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>「銀行」あるいは「信託」という言葉から一般的に受ける印象と、今回の指針の対象となる内容がかけ離れており、誤解を生む。</p> <p>特に、「個人情報の第三者提供に関する包括的な同意」を得ることで、データ保有機関はデータを一層自由に利用できるという意味で大きなメリットを受けるが、利用者は「自らの個人情報」の利用状況を閲覧し、必要な際にオプトアウトできるのみであり、「銀行」や「信託」という言葉から一般的に期待できる「他の銀行等への再委託」が全く担保されていない。</p>	本指針は、内閣官房における「情報銀行」の定義に沿って検討を行ったものです。	無
49	個人	その他	<p>今回のガイドラインに下記を追記し、新たな「情報銀行」の認定基準とすべき</p> <p>「今回のガイドラインを満足することに加え、個人情報のデータポータビリティを実現している組織を情報銀行として認定する」</p> <p>&lt;理由&gt;</p>	<p>頂いたご意見は、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本指針では、情報銀行の備えるべき機能として「情報銀行の委任した個人情報の開示」、「情報銀行に</p>	無

		<p>「銀行」や「信託」という言葉からは、個人が自らの情報を「他のしかるべき組織等への再委託すること」が担保されていることが当然期待される。預金を引き出して他の銀行に預けることを妨げる銀行は存在しないからである。</p> <p>データポータビリティを満たす組織を「情報銀行」と認定すべきである。</p> <p>今回のガイドラインにのみ適合する組織は「個人情報の第三者提供に関する包括的同意を取ることのできる組織（包括的同意組織）」と称することが妥当である。</p>	<p>委任した個人情報の第三者提供・利用の停止」を認定の要件としており、他の情報銀行に自らの情報を委託することは妨げていないと考えます。</p>	
--	--	--	--	--

※本意見募集とは関係のない御意見（1件）に対して、総務省の考え方は示しませんが、意見として承っております。